

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

関東地方整備局長

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第2章第1項及び第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下「都市・地域再生等占有方針」という）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定める。

第1 都市・地域再生等利用区域

1. 指定範囲

一級河川相模川水系宮ヶ瀬ダムで別図に示す区域

2. 宮ヶ瀬ダムの位置づけ

宮ヶ瀬ダムは、洪水調節、水道水の確保、発電水の確保、流水の正常な機能の維持を目的とした堤高156m、堤頂長375mの重力式コンクリートダムである。

宮ヶ瀬ダム右岸には「水とエネルギー館」があり、ダムの役割、発電及び水道の仕組みについて理解を深めてもらう目的として広く一般の方に無料で開放しており、ダム下広場では定期観光放流によりダムを身近に感じてもらっている。

また、水とエネルギー館周辺広場、ダム天端及びダム下は神奈川県民憩いの場として散策等の憩いの場として重要な役割を担っており、有効に利用されている。

さらに、堤体内監査路は日本酒のうまみを増すために貯蔵し熟成させて宮ヶ瀬ブランドとして確立すべく現在実験中である。

こうした経緯を踏まえ、施設の民間活用による利活用を図ることにより、更なるにぎわいの創設や地域の活性化が期待される地域である。

3. 指定年月日

令和2年4月8日

第2 都市・地域再生等占有方針

1. 都市・地域再生等利用区域において占有許可を受けることができる施設

- 1) 水とエネルギー館進入路及び駐車場
- 2) 水とエネルギー館前広場

- 3) ダム天端通路
- 4) ダム下広場
- 5) 堤体右岸管理用階段
- 6) 堤体内（エレベータ及び監査路の一部）
- 7) インクライン
- 8) 棧橋
- 9) 上記施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、照明・音響施設、切符売場等

2. 許可方針

- 1) 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- 2) 占用の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保持及び周辺への騒音の抑制等の環境の保全に努めること。また、占用の許可期間中に周辺住民及び河川利用者等から占用の許可を受けた施設等に関する苦情があった場合には、都市・地域再生等占有主体が解決に努めること。
- 3) 施設の使用にあたっては、その機能や稼働の支障とならないよう措置を講ずること。また、施設の使用に対し、河川管理者から指示があった場合は、その指示に従うこと。
- 4) 降雨、水位、風、地震、津波等の情報を常に把握し、危険の恐れがある場合は施設の使用を中止し、速やかに河川管理者に連絡すること。
- 5) 河川管理者が緊急的に施設を使用する場合は、直ちに使用を中止すること。
- 6) 施設の使用を中止した場合は、利用者を円滑に避難させること。
- 7) 施設使用者に占用の許可を受けた施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- 8) 施設使用者に占用の許可を受けた施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占有許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- 9) 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

第3 都市・地域再生等占有主体

地域連携DMO 公益財団法人 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団（準則第22第4項第一号に掲げる者）